

## 協議第 2 2 号

### 委託事務の範囲について

次の調整結果について協議を求める。

令和 4 年 5 月 9 日提出

上尾市・伊奈町消防広域化協議会  
会 長 畠 山 稔

調整結果	広域化により伊奈町が上尾市に委託する事務については、次のとおりとする。 1 消防に関する事務（消防団に係るもの並びに水利施設の設置、維持及び管理に関するものを除く。） 2 県知事から権限移譲を受けている事務
------	---

(説明)

- 1 消防団に係るものは消防組織法第 3 1 条、水利施設の設置、維持及び管理については消防法第 2 0 条に基づき除くものとする。ただし、消防水利は常に使用できる状態を維持することが必要であるため、日常の点検は上尾市消防本部で行うものとする。
- 2 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成 1 1 年埼玉県条例第 6 1 号)により市町村が処理することとされた事務のうち次に掲げるものとする。
  - ・ 火薬類取締法（昭和 2 5 年法律第 1 4 9 号）に基づく事務
  - ・ 高圧ガス保安法（昭和 2 6 年法律第 2 0 4 号）に基づく事務
  - ・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 4 2 年法律第 1 4 9 号）に基づく事務

協議結果	調整結果のとおり、承認する。
------	----------------

## 消防組織法 抜粋

(市町村の消防の広域化)

第31条 市町村の消防の広域化(2以上の市町村が消防事務(消防団の事務を除く。以下この条において同じ。)を共同して処理することとする事又は市町村が他の市町村に消防事務を委託することをいう。以下この章において同じ。)は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行われなければならない。

## 消防法 抜粋

(消防水利の基準及び水利施設の設置等の義務)

第20条 消防に必要な水利の基準は、消防庁がこれを勧告する。

②消防に必要な水利施設は、当該市町村がこれを設置し、維持し及び管理するものとする。但し、水道については、当該水道の管理者が、これを設置し、維持し及び管理するものとする。

### ※消防法逐条解説抜粋

「消防に必要な水利」とは、水道消火栓、貯水槽等の人工水利たると、海、河川等の自然水利たるとを問わず、消防のためにあらゆる水の利便を総称する。